

イノベーションボックス税制 (イノベーション拠点税制)について

税理士法人アフエックス
(商工研相談業務委嘱先)
税理士・公認会計士
金子尚貴

Q

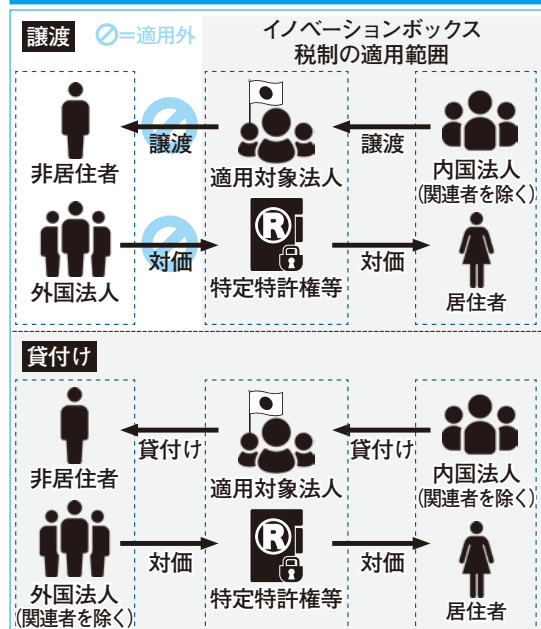
自社の研究開発の成果である特許権等の知財から生じる所得に減税措置を適用する「イノベーションボックス税制（イノベーション拠点税制）」について教えてください。

A

イノベーションボックス税制は、イノベーションに関する国際競争が

激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しすることを目的として創設されたものです。具体的には、青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1

図表① 特定特許権等譲渡・貸付けのイメージ



出所：国税庁HPより編集部作成

1. 制度の概要

2. 特許権譲渡等取引について

日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度（対象事業年度）において特許権譲渡等取引を行った場合には、その特許権譲渡等取引に係る所得金額を基礎として計算した金額の合計額の30%に相当する金額の損金算入（所得控除）ができることとされました。

3. 所得控除額の計算方法

ものをいいます（図表①）
① 居住者又は内国法人（関連者を除く）に対する特定特許権等の譲渡
② 他の者（関連者を除く）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他、他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む）

所得控除額の具体的な計算方法は、図表②に記載しました。なお、この計算方法をイメージ図で示したものが図表③になります。

4. 研究開発費の額および適格研究開発費の額について

本税制における研究開発とは以下に掲げる行為です。
① 新たな知識の発見を目的とした計画的な調査

及び探究

② 新たな製品若しくは役務若しくは製品の新たな生産の方式についての計画若しくは設計、又は既存の製品若しくは役務若しくは製品の既存の生産の方式を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化する行為

研究開発費の額とは、対象知財に直接関連する研究開発に必要となった研究開発費の総額をいい、具体的には以下の⑦、①の金額の合計です。なお、研究開発を受託した場合等、他の者から研究開発に必要な金額を受け取った場合は、その受取額は研究開発費の額から控除する必要があります。

⑦ 研究開発に要した費用の額のうち研究開発費として損金経理をした金額（ただし、資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額、並び

①事業の用に供した資産につきその取得のため、及びその事業の用に供するために支出した金額のうち研究開発に関連する部分の金額とされる一定の金額

- ・特許権譲受等取引によつて生じた研究開発費の額^(注3)

- ・適用対象法人に係る関連者（外国法人に限る）に委託する研究開発に係る研究開発費^{（注4）}の額とされる一定の金額
- ・適用対象法人が内国法人である場合のその適用対象法人の国外事業等^{（注5）}を通じて行う事業に係る研究開発費の額

本税制の適用を受けるためには、確定申告書等に損金の額に算入される金額の記載を行うと共に、損金の額に算入される金額の計算に関する明細書、そ

所得控除額＝以下の(1)(2)の金額のうち、いずれか少ない金額の30%

特許権譲渡等取引(※1)に係る特定特許権等の全てについて、その特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額とされる一定の金額が、令和7年4月1日前に開始した事業年度において生じていない場合	【対象事業年度の特許権譲渡等取引ごとに次の計算式により計算した金額の合計額】 ①その特許権譲渡等取引に係る所得金額とされる一定の金額 ②分母の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額 ③対象事業年度及びその対象事業年度前の各事業年度(※2)において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額とされる一定の金額の合計額 ①×(②/③)
(1) 対象事業年度が令和9年4月1日以後に開始する事業年度である場合	①その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る所得金額とされる一定の金額 ②分母の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額 ③対象事業年度及びその対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額 ①×(②/③)
上記以外の場合	①その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る所得金額とされる一定の金額 ②分母の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額 ③対象事業年度及びその対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額 ①×(②/③)
(2) その対象事業年度の所得金額として一定の方法により計算した金額	※1：特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引(いわゆる、複合ライセンス契約)にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合のものに限ります ※2：令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限ります

の他一定の事項を記載した書類を添付する必要があります。

(注1)「関連者」とは法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等（その他の法人が有する自己の株式等を除く）の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものという

(注2)「特定特許権等」とは次のうち我が国の国際競争力の強化に資するものとされる一定のもの（適格特許権等）であつて、適用対象法人が今

和6年4月1日以後に取得又は製作をしたものをいう

・特許権

・人工知能関連技術を活用したプログラム著作物

(注3) 特許権譲受等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲受等取引(いわゆる、複合ライセンス契約)について、その契約において特許権譲受等取引の対価の額が明らかにされていない場合には、これらの取引によって生じた研究開発費の額となる

(注4) 委任契約その他の一定のものに該当する契約又は協定により委託する研究開発で、その委託に

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{知的財産由来の所得 (制度対象所得)} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率 (30\%)}$$

```

graph TD
    A[自己創出比率の計算方法  
企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合]
    B[対象となる知的財産]
    C[対象となる所得]
    D[※制度対象所得と対象事業年度における全体の所得を比較して、いずれか小さい方の額に所得控除率30%を乗じる]
    
    A --- B
    A --- C
    A --- D
    B --- B1[・特許権]
    B --- B2[・令和6年4月1日以降に取得／製作したAI関連のプログラムの著作権]
    C --- C1[・ライセンス所得  
(関連者からのライセンス所得を除く)]
    C --- C2[・譲渡所得  
(関連者または国外からの譲渡所得を除く)]
  
```

自己創出比率の計算方法
企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

対象となる知的財産

- ・特許権
- ・令和6年4月1日以降に取得／製作したAI関連のプログラムの著作権

対象となる所得

- ・ライセンス所得
(関連者からのライセンス所得を除く)
- ・譲渡所得
(関連者または国外からの譲渡所得を除く)

※制度対象所得と対象事業年度における全体の所得を比較して、いずれか小さい方の額に所得控除率30%を乗じる

に基づき行われる業務が研究開発に該当するものに限る

(注5) 国外事業所等とは、我が国が租税条約(恒久的施設に相当するもの)に関する定めを有するものに限る)を締結している条約相手国等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう)についてはその租税条約の条約相手国等内にあるその租税条約に定める恒久的施設に相当するものをいい、その他の国又は地域についてはその国又は地域にある恒久的施設に相当するものをいう